

## 第788回三沢市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 令和4年7月11日(月) 午後1時30分
2. 閉会の日時 令和4年7月11日(月) 午後2時10分
3. 開催の場所 三沢市役所 本館4階 大会議室

### 4. 出席した委員(番号1から14)及び推進委員(番号15から20)の氏名

- |          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 1 佐々木 和枝 | 2 立崎 京子  | 3 月館 啓三  |
| 5 一戸 実   | 6 門上 牧夫  | 7 新堂 政登  |
| 8 千葉 準一  | 9 中村 均   | 10 北澤 邦彦 |
| 11 浦田 秀人 | 12 種市 廣  | 13 宮古 久光 |
| 14 古田 武信 | 15 赤沼 成人 | 17 葛巻 広行 |
| 19 月館 操  |          |          |

### 5. 欠席した委員及び推進委員の氏名

- |          |         |          |
|----------|---------|----------|
| 4 川嶋 敏明  | 6 門上 牧夫 | 16 沼山 英明 |
| 18 田面木 優 | 20 駒澤 慎 |          |

### 6. 会議の事務に従事した職員の職氏名

- 参 与・・・局 長 小島 一人
- 次 長 山本 誠
- 係 長 小比類巻 浩

- 会議書記・・・主 事 熊野 健太

### 7. 議 案

- 【議案第1号】農用地利用集積計画の作成に係る利用権貸借の要請について
- 【議案第2号】農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について
- 【議案第3号】農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 【議案第4号】農地転用許可申請に係る意見について
- 【議案第5号】農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定について

## 議事の概要

事務局

ただ今より、令和4年7月1日に招集通知をいたしました、三沢市農業委員会、第788回総会を開会いたします。

本日出席の委員数は12名で2名の欠席となっておりますが、三沢市農業委員会会議規則第8条第1項に規定する定足数には達しておりますので、本日の会議は成立いたしますことをご報告いたします。なお、欠席となるのは、4番川嶋委員、6番門上委員でございます。また、推進委員につきましては、3名の出席で、沼山推進委員、田面木推進委員、駒澤推進委員が欠席となっております。それでは、お手元の次第に基づいて進めさせていただきます。始めに、新堂会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

委員の皆様には御多忙のところ、第788回総会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

7月となりまして、早いもので委員として来年の改選まで1年となりました。

この2年、農業委員並びに推進委員の皆様には、新型コロナウイルス問題のさなか、委員会活動に邁進いただきましたことに、厚く感謝申し上げます。

さて、国等においては今年度も様々な農業政策等を推進し、本市といたしましても、様々な対応に迫られている状況であります。

皆様におかれましても、毎日の営農作業や、委員活動については大変ご苦勞様であります。この夏は気温の高い日が続くと予想されております。したがいまして、今後におきましては、コロナ対策はもとより、日常の体調管理に充分留意され活動くださるよう、よろしく願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

事務局

ありがとうございました。

それでは、三沢市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は新堂会長をお願いいたします。

会 長                    それでは、議事の進行役として、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

議 長                    議事録署名者を議長が指名することに、ご異議ございませんか。

異 議      な      し

議 長                    ご異議なしと認め、3番月館啓三君、13番宮古久光君を指名いたします。参与・書記には、事務局長ほか、職員を任命いたします。

次に会期の決定を行います。

お諮りいたします。総会の会期は、本日一日限りとすることにご異議ございませんか。

異 議      な      し

議 長                    ご異議なしと認め、総会の会期は、本日一日限りと決定いたします。

議案審議に入る前に、報告事項がありますので、事務局長から報告願います。

局 長                    それでは、2ページをお開き願います。

報告第1号のうち、初めに6月11日から7月11日までにを行いました主な業務についてご報告いたします。6月20日に、令和4年度三沢市農業再生協議会臨時幹事会が市役所で開催され、私が出席しております。

6月23日に、県農業会議通常総会が青森市で開催され、会長が出席しております。

6月27日に、令和4年度三沢市農業再生協議会第1回臨時総会が市内で開催され、会長が出席しております。

6月28日に、農業委員会職員初任者研修会が青森市で開催され、事務局より出席しております。

7月1日の、令和4年度三沢市担い手育成総合支援協議会通常総会は、書面決議となっております。

7月5日に、令和4年度第1回農業者年金業務農業委員会・農業協同組合担当者会議が青森市で開催され、事務局より出席しております。

同じく7月5日に、令和4年度第1回上十三地区農業委員会連絡協議会会長・事務局長会議が十和田市で開催され、会長と私が出席しております。

7月7日に、第788回総会の議案検討会を開催しております。本日、第788回総会を開催しております。

次に、6月の事務処理状況についてご報告いたします。

3条、権利の移転につきましては、市の関係が1件の1,028平米でした。

3条の3第1項、相続の届出は4件で、4万4,497平米でした。転用につきましては、5条の案件が1件の1,630平米でした。貸借の解約は3件で、3,881平米でした。内容につきましては、報告第2号で説明させていただきます。ここまでの合計は9件で、5万1,036平米となっております。

次に、利用権設定等促進事業の利用権設定が126件で、田、49万211平米、畑、4万3,671平米、でした。

農地中間管理事業につきましては、10年設定が9件で、田、5万13平米でした。

現地調査につきましては1件で、内容につきましては報告第3号で説明させていただきます。続きまして、7月12日から8月10日までの主な業務計画についてご説明いたします。

7月14日に、令和4年度農業者年金加入推進特別研修会が青森市で予定され、事務局より出席予定です。

7月21日に、令和4年度第1回上北地域農地中間管理事業推進連絡会議が十和田市で予定され、事務局より出席予定です。

7月27日に、令和4年度農業委員会サポートシステム活用促進研修会が青森市で予定され、事務局より出席予定です。

8月5日に、第789回総会の議案検討会を予定しております。8月10日に、第789回総会を予定しております。

次に、3ページをお開き願います。

報告第2号 農地の貸借の解約に係る通知についてご説明いたします。

番号1、字庭構の田1筆、883平米で、貸借契約を解約し、借受人を変更するものです。

番号2、字庭構の田1筆、1,015平米で、貸借契約を解約し、借受人を変更するものです。

番号3、字庭構の田1筆、1,983平米で、貸借契約を解約し、借受人を変更するものです。

4ページをお開き願います。

報告第3号 農地の現況調査についてご説明いたします。青森地方法務局十和田支局から照会がありました1件について、現況調査を行っております。

番号1、字堀口の田1筆、13平米、場所はグループホーム赤とんぼから東側に約200メートルのところになります。6月29日に宮古委員、門上委員、駒澤推進委員が調査を行った結果、道路として使用されており、非農地である旨回答しております。私からの報告は以上でございます。

議 長

それでは、これより議案の審議に入りますが、会議での発言は、三沢市農業委員会会議規則第9条第2項の規定により、議長の許可を受けてから発言することになっておりますので、ご協力願います。

議 長

議案第1号農用地利用集積計画の作成に係る利用権貸借の要請についてを議題とします。番号1から7の審議にあたり、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に、3番月館啓三君が該当しますので、審議が終了するまで一時退席願います。

《月館委員一時退席》

議 長

事務局より説明願います。

事務局

それでは5ページをお開き願います。

議案第1号農用地利用集積計画の作成に係る要請について、貸借の案件に関してご説明します。利用権設定の種類等は表のとおりです。

番号1から番号7、字淋代平から字園沢の田27筆、64,478㎡を10年間の賃貸借権設定です。場所については別添地図をご覧ください。

現地確認は門上委員、宮古委員、駒澤推進委員同行のもと、完了しています。以上です。

議 長                   これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長                   質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第1号、番号1から7は、原案のとおり三沢市長に対し要請いたします。審議が終了しましたので、3番月館啓三君の出席を認めます。

《月館委員復帰》

議 長                   続いて、番号8、9の審議にあたり、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に、13番宮古光君が該当しますので、審議が終了するまで一時退席願います。

《宮古委員が退席》

議 長                   事務局より説明願います。

事務局                   番号8から番号9字園沢の田2筆、合計11,168㎡、を10年の期間で、賃貸借権設定です。場所については別添地図をご覧ください。現地確認は門上委員、駒澤推進委員同行のもと、完了しています。以上です。

議 長                   これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長                   質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第1号番号8、9は、原案のとおり三沢市長に対し要請いたします。審議が終了しましたので、13番宮古久光君の出席を認めます。

《宮古委員が出席》

議 長 続いて、番号10から17の審議に入ります。事務局より説明願います。

事務局 番号10から17まで字淋代平から字流平の田25筆、合計55,825㎡、を10年の期間で、賃貸借権設定です。場所については別添地図をご覧ください。

現地確認は宮古委員、駒澤推進委員同行のもと、完了しています。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第1号、番号10から17は、原案のとおり三沢市長に対し要請いたします。

議 長 次に、議案第2号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは13ページをお開き願います。

議案第2号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

番号1字淋代平までの田2筆、5,606㎡を10年間の使用貸借権の設定です。場所は、住友化学へ向かう十字路から北へ約500mの場所です。現地確認について門上委員、宮古委員、駒澤推進委員同行のもと、確認済みです。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり決定し、三沢市長に対し報告いたします。

議 長 次に、議案第3号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは14ページをお開き願います。  
議案第3号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、ご説明いたします。今回の案件は1件です。  
番号1字流平の畑2筆、合計2,135㎡を、知人間による贈与の申請です。譲受人は農家の方で、労働力については、申請者を含め3名です。所有農地については、所有面積すべて耕作されており、労働力についても問題ないと思われます。  
場所は三川目集落から西約600mに点在しており、周辺農地への影響はないと考えられます。  
現地確認は 門上委員、宮古委員、駒澤推進委員、同行のもと完了しています。なお、番号2については申請書提出後に取り下げとなりましたのでお伝えします。  
以上です。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

北澤委員 農業者以外へ贈与する際に、要件などのしぼりはないのか？

事務局 貸借契約の際と同様で、受け手側の基本要件等を確認しています。

北澤委員 贈与を行うのに、基盤法、3条の違いはあるのか？

事務局 贈与を行うなら3条で取り扱います。

議 長 他に質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長 次に議案第4号農地転用許可申請に係る意見についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは15ページをお開きください。

議案第4号農地転用許可申請に係る意見についてご説明いたします。今回は5条転用、2件の申請であります。議案第4号資料①と合わせてご覧ください。譲受人は、八戸市の宅地建物取引業の株式会社。譲渡人は、三沢市大津3丁目の農業の方です。

権利区分は、売買による所有権移転となります。

対象となる土地は、字下久保の畑、1筆の2,371㎡です。

場所は、堀口中学校より北東へ500mに位置し、都市計画の用途地域内の第1種中高層住居専用地域で住宅が立ち並ぶ場所です。

転用目的は、宅地分譲で8区画の計画であります。分譲地面積は223㎡～225㎡となっており、農地区分は、用途地域内であるため第3種農地で、原則許可できる場所となります。

事業費は、総額5,000万円で、全額自己資金となります。

周辺農地への対策として、汚水は、下水道に接続し、雨水は敷地内で浸透処理するため、問題ないと考えます。

以上のことから、土地利用計画からみた事業規模の妥当性、周辺農地への影響及び事業実施の確実性から、許可相当と判断されます。

現地確認については、宮古委員・門上委員・駒澤推進委員により、完了しております。以上であります。

続きまして、番号2、議案第4号資料②と合わせてご覧ください。譲受人は、春日台1丁目の会社員の方です。譲渡人は、春日台1丁目の無職の方です。権利区分は、親子間の贈与による所有権移転となります。対象となる土地は、春日台1丁目の畑、1筆の556㎡です。

場所は、三沢駅より南西へ500mに位置し、都市計画の用途地域内の第1種低層住居専用地域であります。転用目的は、自己用住宅の建築です。

通常、普通住宅の転用面積はおおむね500㎡となっておりますが、今回556㎡のうち、76.70㎡は法面で使用できない部分となっており、法面を差し引いた面積が、479.3㎡となることから、基準内で問題ありません。



おり、復元しても農地としての利用が難しいことから「再生利用が困難な農地、いわゆる非農地」の判定となりました。

番号2、南町2丁目、ケーズデンキ三沢店から南100mにあり、都市計画の用途地域内にある畑1筆です。面積は222㎡で、周辺を住宅に囲まれており農地としての利用が難しいことから非農地の判定となりました。

番号3、字下堀、浜三沢の浄化センターから北東300mの場所で、都市計画の用途地域外にある畑1筆です。面積は463㎡、昨年8月の農地パトロール調査において、現況が雑木林となっていることから非農地の判定となりました。

番号4・5、字水筒、浜三沢の浄化センターから南西600mで、都市計画の用途地域外にある畑2筆です。面積は合計3,775㎡、昨年8月の農地パトロール調査において、相当年数において農地として利用されていないことと、周辺状況から鑑みて、非農地の判定となりました。

番号6～10、字園沢、台に中学校から北西400mに点在しており、都市計画の用途地域外にある田5筆です。面積は合計8,594㎡、昨年8月の農地パトロール調査において、森林及び雑木林の様相を呈していることから、非農地の判定となりました。

番号11、字堀口、おいらせ農協本店から南西350mの場所で、都市計画の用途地域内にある畑1筆です。面積は272㎡、現況が隣接する建物の庭と使用されており、周囲の状況や面積から見て、その土地を農地に復元しても継続して利用される見込みがないことから非農地の判定となりました。

番号12～20、字山下、浜三沢の浄化センターから南に500mで、三沢川に沿った場所に下流に向けて連続して位置しており、都市計画の用途地域外にある田8筆です。面積は合計13,703㎡、昨年8月の農地パトロール調査において、雑木林の様相を呈していることから、非農地の判定となりました。

現地確認については、門上委員、宮古委員、駒澤推進委員により、完了しております。

今月の非農地判定した筆数は20筆、面積合計27,228㎡となりました。以上です。よろしくお願いいたします。

議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長

質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおり承認することに決定いたします。

《全議案終了》

議 長

以上で、全議案の審議は終了となりましたので、三沢市農業委員会第788回総会を閉会いたします。

皆様のご協力、ありがとうございました。

以上、農業委員会等に関する法律第27号の規定により議事録を作製し、三沢市農業委員会 会議規則第13条の規定により、ここに署名する。

三沢市農業委員会会長

議事録署名者 3番 月館啓三

議事録署名者 13番 高田久光